杉の子保育園の利用資格に関するガイドライン

1. ガイドライン策定の趣旨

杉の子保育園は、教職員及び学生が教育・研究及び勉学と育児の両立にあたり、 市区町村の認可保育園等では受入れが困難な場合や、緊急、一時的、断続的に保育 を必要とする場合においても、安心して教育・研究及び勉学が続けられるよう支援 することを主な目的としている。

本ガイドラインは、このような目的を果たせるよう、杉の子保育園の利用資格に関して定めるものである。

2. 利用対象者

大阪市立大学の教職員及び学生とする。

3. 教職員及び学生の範囲について

- (1) 教員
- 教授・准教授・講師・助教・特任教員・博士研究員・研究員・研究補佐員
- 非常勤講師・日本語補講講師・法曹実務教員
 - (2) 職員
 - (1)に記載する教員以外で本学において勤務する者
 - (3) 学生等
 - ・学部生・大学院生・研修生・科目等履修生・特別履修学生・特別研修学生
 - 客員研究員
 - ・日本学術振興会特別研究員・その他本学で教育、研究活動を行う者

4. 対象乳幼児

生後57日から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児

5. 保育の形態

- (1) 月極保育 定員 20 名のうち原則 15 名まで
- (2) 一日(半日)保育 定員に空きがある範囲内で実施(5名程度は確保)

6. 保育園の利用対象となる事由

- (1) 就労等の理由により長期に渡り保育を必要とする場合
- (2) (1)以外の短期的な事由で保育を必要とする場合
- ① 緊急、一時的または断続的に保育が必要となる場合
- ② 入院や病気・怪我または心身の障がいにより家庭での保育を行うことが難し い場合
- ③ 家族等の介護・看護により、家庭での保育を行うことが難しい場合
- ④ 求職や就労のための職業訓練校への通学、又は大学等への就学により、家庭 での保育を行うことが難しい場合
- ⑤ 妊娠に伴う出産準備や、妊娠により休養を必要とする場合
- ⑥ 育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するための私的理由により保育が出来

ない場合

- ⑦ 海外からの留学生や研究者等が本学に滞在している場合
- ⑧ 育児のために教育・研究及び勉学を続けることが困難な場合
- ⑨ その他、保育園の利用が必要と認められる場合

7. 保育園の利用対象となる期間について

上記7.「保育園の利用対象となる事由」において対象となる事由が発生している期間又は日

ただし、利用は最長で小学校に就学する前年度の末日(3月31日)までとする。

8. 事由確認について

(1) 月極保育

月極保育の利用を希望する場合は、申込み時に対象となる事由が確認できる書類の提出を求める。

- ・在職証明書(週勤務日数及び週時間数を明記したもの)・採用内定通知・障害者手帳・診断書・介護保険証・学生証
- ・事由書等 (在職証明書及び事由書以外はコピーを提出)

(2) 一日(半日)保育

一日(半日)保育は1日(半日)単位での利用となることから、利用対象となる事由が確認できる書類の提出は求めない。ただし、利用対象となる身分の確認を行うため、学生や客員研究員等については身分の証明をできるものを求める。

9. 入園の審査について

上記7.「保育園の利用対象となる事由」により保育園の月極保育の申込みを行った乳幼児が、予定枠を超えることとなり同時に入園出来ない場合は、別表「杉の子保育園入園選考基準」により入園の選考を行う。選考後、保護者面談の上、入園の承認を行う。

10.月極保育の継続利用(更新)について

月極保育の入園日から当該年度の末日を超えて上記7.「保育園の利用対象となる 事由」に該当することから、引き続き保育園の利用を希望する場合は、保育園の継 続利用(更新)の手続きを行う。